

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

安芸高田市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 安芸高田市地域

(1) 現況

本地域は、鷹の巣山、大土山、犬伏山等大小さまざまな山に囲まれ、市域面積の約8割を森林が占め、小起伏の丘陵と小盆地が帯状に形成される地域で、稲作経営等が行われている。平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行い、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	別紙土地利用計画図に示す農業振興地域であって農用区域については、着色箇所「農地」「採草放牧地」とし、農用区域外については、農用区域内の農用地に隣接する農用地とする。	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
②	別紙土地利用計画図に示す農業振興地域であって農用区域のうち着色箇所「農地」「採草放牧地」とする。	法第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払）の実施に関し、以下のとおり定める。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

安芸高田市全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地。

2 集落協定の共通事項

共同取組活動を通じて耕作放棄の防止を図るとともに、地域の実情に応じた交付金の活用により、農業生産活動等の自立的かつ継続的な実施を行う。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、農業経営基盤強化促進法にある基本構想の目標に記載している年間所得程度の水準を実現できる（見込まれる）法人格を有する農業生産組織であって、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

特に定めない。